

群馬県営業時間短縮等要請協力金（飲食店・10/1～10/7 要請分） に関するよくある質問

目次

【1 要請内容について】	1
Q1-1. 要請の根拠は？	1
Q1-2. 緊急事態措置から県独自の事態要請になったが、主な変更点は？	1
Q1-3. 今回の県独自の時短要請の期間はいつからいつまでか？	1
Q1-4. 今回の県独自の時短要請の対象となる店舗は？	1
Q1-5. 今回の県独自の時短要請で、カラオケ店に対してはどのような要請がかかるのか？	2
Q1-6. 結婚式場、その他葬儀場などのセレモニーホールは要請の対象か？	2
Q1-7. ホテルにテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は要請の対象か？	2
Q1-8. ノンアルコールのビールやカクテルの提供は、「酒類の提供」に含まれるか？	2
Q1-9. 飲食店等が店舗を午後8時に閉店し、以降テイクアウト営業をすることは可能か？	2
Q1-10. 午後8時までの営業時間の短縮とは、具体的にどのような状態か？	2
Q1-11. 今回の県独自の要請は強制的なものか。罰則等はあるのか？	2
Q1-12. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で時短しなければならないのか？	3
Q1-13. 今回の県独自の時短要請は誰に対して行っているのか？	3
Q1-14. 群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店は、時短要請の対象か？	3
【2 協力金について】	3
Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か？	3
Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか？	3

Q2-3. 大企業も支給対象となるか？	3
Q2-4. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？	3
Q2-5. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？	3
Q2-6. 協力金の支給額はいくらか？	4
Q2-7. 今回の県独自の要請に対して、協力金の一部先渡しは行われぬのか？	4
Q2-8. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？	4
Q2-9. 要請の全期間について協力しなければ、協力金の対象とならないのか？	4
Q2-10. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時以降も営業している場合は対象となるか？	4
Q2-11. 固定した曜日だけ午後8時以降で営業している店舗は対象となるか？	5
Q2-12. 通常時は午後8時までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時を超えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？	5
Q2-13. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？	5
Q2-14. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？	5
Q2-15. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？	5
Q2-16. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？	5
Q2-17. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？	5
Q2-18. 開店して間もなく、前年の売上がない。1日あたり売上高はどのように算定するか？	5
Q2-19. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？	5
Q2-20. 協力金の申請の中で、酒類の提供を午後7時で取りやめたことをどのように確認するのか？	6
【3 申請方法・申請書類について】	6
Q3-1. 申請にあたっての相談先はどこか？	6
Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？	6
Q3-3. 申請書類はどこで手に入るか？	6
Q3-4. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？	7

Q3-5. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？	7
Q3-6. 内観写真は何を撮影すればよいか？	7
Q3-7. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するか？	7
Q3-8. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？	8
Q3-9. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？	8
【4 審査・支給について】	8
Q4-1. 協力金はどのくらいで支払われるか？	8
Q4-2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？	8
【5 その他】	8
Q5-1. 協力金は課税対象か？	8
Q5-2. 時短営業（休業）の実施状況をどのように確認するのか？	8

【1 要請内容について】

Q1-1. 要請の根拠は？

- A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づくものです。
 ※詳細は、県HP (https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html) を参照ください。

Q1-2. 緊急事態措置から県独自の事態要請になったが、主な変更点は？

主な相違点は以下のとおりです。

	緊急事態措置	県独自要請
対象地域	県内全域（35市町村）	県内全域（35市町村）
要請期間	8/20～9/30（41日間）	10/1～10/7（7日間）
飲食店等	<p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている次の店舗 飲食店、喫茶店、遊興施設等、結婚式場（スナック、バー等） ・ カラオケ店（飲食店営業許可を受けていない店舗を含む） <p>【要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類の提供又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業 ※酒類の提供（利用者による持ち込みを含む）及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合は、午後8時から午前5時までの営業自粛 ・ 上記以外の飲食店は、午後8時から午前5時までの営業自粛 ・ 感染防止対策の実施 	<p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している以下の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く） 接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店、結婚式場 <p>【要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後8時から午前5時までの営業自粛 ・ 酒類の提供は午前11時から午後7時まで ・ カラオケ設備の提供を自粛（飲食を主たる業としている店舗及び結婚式場） ・ 感染防止対策の実施
「ストップ！対策認定店」	・ 特例なし（通常どおりの営業は不可）	・ 特例あり（接待を伴う飲食店を除き、通常どおり営業可） ※この場合、協力金の支給対象外

Q1-3. 今回の県独自の時短要請の期間はいつからいつまでか？

- A. 令和3年10月1日（金）午前0時（0:00）から10月7日（木）午後12時（24:00）までです。

Q1-4. 今回の県独自の時短要請の対象となる店舗は？

- A. 食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、午後8時から午前5時までの時間帯に営業する、キャバレー・スナック・ホストクラブ・キャバクラ等の「接待を伴う飲食店」、「カラオケ店」、居酒屋・ファミリーレストラン等の「酒類を提供する飲食店」、「結婚式場」が対象です。

なお、「通常の営業時間が午前5時から午後8時までの飲食店等」、「酒類の提供を行わない飲食店等」、「喫茶店営業許可のみを受けている飲食店等」、「飲食店営業許可を受けていないカラオケ店等」は今回の要請及び協力金の対象外です。

また、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業や、ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設も対象外です。

Q1-5. 今回の県独自の時短要請で、カラオケ店に対してはどのような要請がかかるのか？

A. 全国的にいわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発した状況などを考慮し、緊急事態措置後の感染再拡大を防止するため、飲食店営業許可を受けているカラオケ店に対して、時短要請することとしました。

また、飲食を主たる業としている店舗及び結婚式場においては、カラオケ設備の提供の自粛を要請しました。この要請は、県独自の時短要請に伴う新型コロナウイルス感染症対策のためのカラオケ設備の利用自粛であり、また、期間限定的なものであることをご理解いただき、県からの要請にご協力くださいますようお願いいたします。

Q1-6. 結婚式場、その他葬儀場などのセレモニーホールは要請の対象か？

A. 飲食店営業許可を受けている結婚式場は、時短要請の対象となります。

なお、葬儀場等の施設については、当該施設の本来の目的で利用するお客様以外に（不特定多数の方に）も飲食を提供する場合に時短要請の対象となります。

例) 結婚式場 ⇒ 時短要請の対象

その他セレモニーホール

- ・葬祭等での利用者に限らず不特定多数に飲食を提供する場合 ⇒ 時短要請の対象
- ・葬祭等での利用者のみ飲食を提供する場合 ⇒ 対象外

Q1-7. ホテルにテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は要請の対象か？

A. 午後8時以降の営業を前提として以下の点が確認できる場合には対象となります。

- ① 飲食提供専用スペースとして明確に区分されていること
- ② 宿泊者以外の一般客の利用が可能であり、その旨を宣伝・広報等していること

Q1-8. ノンアルコールのビールやカクテルの提供は、「酒類の提供」に含まれるか？

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルの提供は「酒類の提供」に含みません。

Q1-9. 飲食店等が店舗を午後8時に閉店し、以降テイクアウト営業をすることは可能か？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（デリバリー）のみであれば、午後8時以降も営業していただいて構いません。

Q1-10. 午後8時までの営業時間の短縮とは、具体的にどのような状態か？

A. 午後8時には閉店し、店舗内にお客様がいない状態にあることをいいます。

片付けや閉店準備のため従業員がやむを得ず残る場合を除き、午後8時までに閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q1-11. 今回の県独自の要請は強制的なものか。罰則等はあるのか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請であり、まん延防止等重点措置や緊急事態措置のように「過料」が科されることはありません。

Q1-12. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で時短しなければならないのか？

A. 要請対象となる全ての店舗での協力をお願いします。

Q1-13. 今回の県独自の時短要請は誰に対して行っているのか？

A. 飲食店営業許可を受けている店舗は、その許可を受けた方（名義人）に対する要請となります。協力金の申請にあたっては、飲食店営業許可を受けた方（名義人）が申請するようお願いします。

Q1-14. 群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店は、時短要請の対象か？

A. 「ストップコロナ！対策認定店」については、営業時間の短縮を要請しますが、接待を伴う飲食店を除き、適切な感染防止対策を徹底することで通常どおりの営業することができます。この場合、当協力金の支給対象外となりますので、予めご了承ください。

【2 協力金について】

Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か？

A. 緊急事態措置後の新型コロナウイルス感染再拡大防止のため、県からの時短要請に応じていただいた事業者の皆様の協力に対して支給するものです。
営業時間短縮による売上減少に伴う補償ではありません。

Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか？

A. 対象となります。（中小企業と同様に取り扱います。）

Q2-3. 大企業も支給対象となるか？

A. 大企業も対象となります。協力金の算定方法は、売上高減少方式に限定されます。

Q2-4. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？

A. 売上高が減少していない場合は、申請できません。

Q2-5. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？

A. 中小企業基本法上にはいわゆる「みなし大企業」の規定はありませんが、本協力金の申請にあたっては、以下のいずれかに該当する企業については、大企業に区分します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

<参考> 中小企業基本法の区分

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q2-6. 協力金の支給額はいくらか？

A. 国の考え方に基づき、店舗の売上額に応じた1日あたりの協力金単価に協力日数(計7日:10/1~7)を乗じた額になります。

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高 方式	83,333円以下	2.5万円【下限】
		83,333円超~250,000円以下	1日あたりの売上高× 0.3
		250,000円超	7.5万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高 減少方式	500,000円以下(売上高減少額)	売上高減少額×0.4 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額
		500,000円超(売上高減少額)	20万円 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額

Q2-7. 今回の県独自の要請に対して、協力金の一部先渡しは行われないのか？

A. 感染再拡大防止としての短期間の要請であるため、早期支給制度は設けません。

Q2-8. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？

A. 以下のとおり計算します。

前年又は前々年の10月の売上高合計÷31日

※申請店舗における飲食事業売上高を基に、1日あたりの支給単価を計算

※定休日等の店休日も、要請に応じた日数に含む

Q2-9. 要請の全期間について協力しなければ、協力金の対象とならないのか？

A. 要請の全期間で協力していただくことが必要です。今回は、感染再拡大防止としての短期間の要請であるため、協力開始日の猶予期間は設けません。

Q2-10. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時以降も営業している場合は対象となるか？

A. ホームページやSNSなどで、営業時間を対外的に周知している場合は対象となります。

Q2-11. 固定した曜日だけ午後8時以降で営業している店舗は対象となるか？

- A. 曜日を固定して日常的に営業している場合は、対象となります。
ただし、その旨をホームページやSNSなどで対外的に周知している必要があります。

Q2-12. 通常時は午後8時までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時を超えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？

- A. 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。通常の営業終了時刻が午後8時を越えている店舗でなければ対象外です。

Q2-13. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？

- A. 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q2-14. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？

- A. 新型コロナウイルスの影響によらない長期的な休業と判断される場合は、県の要請に従って行う休業ではないため、協力金の対象となりません。

Q2-15. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？

- A. 全期間時短要請に応じたとは言えないため、対象外です。

Q2-16. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？

- A. 失効している場合は対象になりません。
時短営業開始日より前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して許可を得ている場合に対象となります。（遡及での協力金支給は認められませんのでご了承ください。）

Q2-17. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？

- A. 通常午後8時以降に営業している飲食店が、営業時間をずらして午後8時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。
(例：午後6時から午後11時までの営業を、午後3時から午後8時に変更)

Q2-18. 開店して間もなく、前年の売上がない。1日あたり売上高はどのように算定するか？

- A. 新規開店特例を設けます。開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算してください。

【新規開店特例（時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例）】

開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算し、これを基に、1日あたりの支給額を算出

Q2-19. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？

- A. 適切な感染防止対策（以下参照）の実施が要請されていますので、対策を講じていただくことが支給要件となります。

申請にあたっては、当該措置が取られているかを確認できる書類（例：内観写真等）を求める予定です。（Q3-6参照）

【飲食店等の感染防止対策】

- ・ 入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導
- ・ 発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場制限
- ・ アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ マスク着用の呼びかけ
- ・ 換気の徹底

Q2-20. 協力金の申請の中で、酒類の提供を午後7時で取りやめたことをどのように確認するのか？

- A. 申請にあたり、酒類提供を取りやめることを対外的に告知等していることが確認できる書面（例：貼り紙等）を提出していただきます。要請期間中に写真撮影等するなど保存しておいてください。

【3 申請方法・申請書類について】

Q3-1. 申請にあたっての相談先はどこか？

- A. 以下へお電話でお問い合わせください。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター
050-5444-6096（9時から17時 平日・土日祝日）

Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？

- A. 申請受付期間は、令和3年10月12日（火）から11月30日（火）までです。

オンライン申請と郵送申請を行います。

※オンライン申請は、10月15日（金）午後1時受付開始です。

なお、緊急事態措置延長（9月13日～30日）分及び今回の県独自の営業時間短縮要請（10月1日～7日）分の申請をまとめて受け付けます。

※報酬を得て、申請を代行することは、行政書士法に抵触する可能性がありますのでご注意ください。詳しくは、群馬県行政書士会（027-234-3677）へお問い合わせください。

Q3-3. 申請書類はどこで手に入るか？

- A. 県ホームページ上で入手できるほか、令和3年10月11日（月）から県行政県税事務所、各市町村、商工会及び商工会議所の窓口で配布しています。

Q3-4. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？

A. 前回（8/20～9/12要請）と同様に以下の添付書類が必要です。

添付書類

- ① 支給申請書（様式1及び別紙）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 店舗ごとの協力金支給申請額計算書（別添1～3）
- ④ 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業許可（要請期間中有効なもの）の写し
- ⑤ 店舗の外観全体（店舗名が確認できるもの）の写真（※1）
- ⑥ 店舗の内観（店内の様子及び感染防止対策を行っていることが分かるもの）の写真（※1）
- ⑦ 営業時間を短縮（休業）したことがわかる書類（例：店頭ポスター、張り紙の写真など）
※時短（休業）の期間、変更前後の営業時間、カラオケ設備・酒類提供の取扱い等が分かるもの
- ⑧ 振込先の通帳（見開き部分）等の写し（※2）
- ⑨ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証等）の写し（※2）
- ⑩ 売上高が確認できるもの ※売上高方式で下限額を申請する場合は不要
・令和2年（2020年）又は令和元年（2019年）の事業年度の確定申告書の写し

<法人>

法人税の確定申告書別表一の控え
法人事業概況説明書の控え（両面） } 両方を添付

<個人>

所得税の確定申告書第一表の控え（青色申告、白色申告）
青色申告決算書の控え（1枚目、2枚目）※青色の場合のみ
・飲食業売上高等が記載された令和3年10月分の売上帳簿の写し

- ⑪ 酒類又はカラオケ設備を提供していることが分かるものの写真（メニュー表など）（※1）

- ・（※1）の書類については、（5/8～6/13又は6/14～6/20）分の支給を受けている場合及び（8/7～9/12）分の申請をしている場合は提出不要です。
- ・（※2）の書類については、（8/7～9/12）分（早期支給申請を含む）の申請をしている場合は提出不要です。

Q3-5. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？

A. 協力金の算定に使用した年（令和2年（2020年）又は令和元年（2019年））10月の売上帳簿等の写しを提出してください。
売上高減少方式の場合は、令和3年（2021年）の10月の売上帳簿等の写しも必要です。

Q3-6. 内観写真は何を撮影すればよいか？

A. 適切な感染防止対策（Q2-19参照）を行っていること及び店内の様子が分かるよう、複数枚提出してください。

Q3-7. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するか？

A. 前年又は前々年に所得税の確定申告義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控えなどの代替書類により、売上高を確認します。

Q3-8. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？

A. 合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併前の売上高を基に申請が可能です。その際は、以下のような書類を提出してください。

合併の場合・・・履歴事項全部証明書

法人成りの場合・・・履歴事項全部証明書、法人設立届出書

事業承継の場合・・・個人事業の開業・廃業届

※事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例を適用してください。

Q3-9. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？

A. 原則として、営業許可名義人に申請していただきます。

なお、転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピーを添付してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など）

【4 審査・支給について】

Q4-1. 協力金はどのくらいで支払われるか？

A. 申請書類の受付から、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込む予定です。

なお、申請書等に不備がある場合があり、内容の補正や追加書類の提出が必要な場合には別途期間を要しますので、予めご了承ください。

Q4-2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

A. 支給又は不支給が決定した場合には、「審査事務局」から通知を発送します。

【5 その他】

Q5-1. 協力金は課税対象か？

A. 本協力金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。詳細は、お近くの税務署へご確認ください。

Q5-2. 時短営業（休業）の実施状況をどのように確認するのか？

A. 協力金の本申請時に、営業時間の短縮（休業）を告知したことがわかる書類（例：ホームページ、店頭ポスター、チラシ）添付していただき、当該内容で確認します。

なお、要請期間中には、適宜見回りを行って確認していきます。